

## 神戸市個人情報保護審議会 第1回制度審議部会 議事要旨

1. 日 時 令和3年12月20日（月）15時00分～16時45分

2. 場 所 神戸市役所1号館14階 AV1会議室

3. 出席者

(1) 審議会委員（敬称略・五十音順）

荒川雅行、柴田眞里、中川丈久、灘本明代、西村裕三

(2) 事務局の職員

市長室担当部長 ほか

(3) 傍聴者

なし

4. 議 題

(1) 審 議

①個人情報保護法改正による共通ルール化の概要

②個人情報保護条例見直しの検討手順（案）

③改正法と重複する条例の規定の整理

5. 議事要旨

(1) 部会長の選出

部会の審議に先立ち、制度審議部会運営要綱第2条第3項の規定に基づき、西村委員が部会長に選出された。

(2) 審議

①個人情報保護法改正による共通ルール化の概要

事務局から、審議会資料（資料1）に基づき説明がなされた。

○委 員 これは、来年の春に改正するのか。

○事 務 局 再来年の春になる。改正法では、国と独立行政法人への適用が令和4年春からになり、令和5年春に、地方公共団体に対して規律の適用が施行される。

○委 員 スケジュールとしては、来年度にまたがって検討すれば間に合うというか、来年度中に何か条例案を。

○事 務 局 改正法を受けた条例の見直しが必要になってくるので、議会上程等のスケジュール的などところもあり、12月から複数回にわたってご審議いただきたいと思っている。

○委 員 新しい法律の内容と現行の条例を照らし合わせながら、修正すべき部分がないかの検討作業をこれからしていくことになるが、それをどのように進めるかが、次の議題になっていくかと思う。

②個人情報保護条例見直しの検討手順（案）

事務局から、審議会資料（資料2、資料3）に基づき説明がなされた。

- 委員 おっしゃっていることは分かっている、全然反対とかはしていないが、そうすると、残る条例というのが、目的のようなものも、定義のようなものもなく、どこから始まって、条例として、見た感じはどうなるのかというのが、上手くイメージがわからない。
- 事務局 例えば、行政不服審査法というのがあり、これに基づいて手続きを行うが、行政不服審査法の法律を受けて、行政不服審査法施行条例というものを設けている。それは、法律に則ってやっていくうえで、条例において定めておかないといけない項目もあるので、そういったものを整えていくということになる。今回、保護法の直接適用を受けるということになると、ほぼ同様の形で、施行にあたって規定しておかなければならないもの等をどこまで条例に盛り込むのかということになる。
- 委員 そうすると、今まであったものが消えたとして、法律を見たら書いてあるということがわかるようにはなるのか。
- 事務局 はい。
- 委員 条例としてどんなふうに、条例は条例で、絶対本来の形があって、それがどんなふうに、まさか、抜けたから抜いたところだけ、前から順番に並べる訳ではないだろうなと思うので、どんな感じの条例になることが想定されているのかなと思って。法律の施行に関する条例というものを新しく作って、必要なことが書いてあるというのが、分かるようにするという事なのか。
- 委員 形としては、行政不服審査法に関する施行に係る条例みたいな、分野は違うが、先行事例があって、たぶん似たようなイメージで整理をしていただいて、提案いただきながら、具体的な論点については、ここで検討すれば良いみたいなイメージか。
- 事務局 イメージとしては、ここで整理案という形で、A,B,C,Dの部分のC、Dの部分について、具体的にご審議いただく形になる。
- 委員 そうすると、CとDとされているものについて、例えばDであれば規定を置くのかというのを審議して、置くのであればこんな感じかというのを考えるという。Cであれば、上乘せだったり、そういったものも含めて、何が適切かを検討するというのを、ここでは一つ一つ検討する、それが終わるまでがここの仕事か。それともそれが済んだら、それを整理した形にするまでが仕事なのか、どちらか。
- 事務局 CとDの中で、条例に盛り込まなければならないものについて、こういう方向でもって盛り込むべきではないかなど、そういったご指摘をいただくことになるのかなど。
- 委員 そうすると、個別具体的な論点の集合について、ここはこういうことを検討されるのではないかとか、こうすべきではないかということまでが、ここの仕事で、その後の具体的な条例案とかは、別のところで検討されるということか。
- 事務局 ご審議賜って、ご意見いただいたものを踏まえて、それを条例化していく。
- 委員 A、B、C、Dと分類をしていただいて、Aに相当するというか、法律の規

定と条例の規定が重複している場合には、原則として、条例の規定を削除するという対応をするというのが A で、それを具体的にリストアップしたのが資料 3 ということ。B の場合というのが、法律に規定があって条例に規定がないという場合。

- 委員 B については当然というか、法律に規定がある。直接適用されるという形で、それでいいということ。
- 委員 結果的には、この資料 3 の内容について、この、A、B、C、D の整理の仕方では、法律と条例で重複しているものについて、法律を優先させて、条例の規定を削除するという形で整理をしている。
- 委員 一般的な考え方ではその通りであって、それでいいんだろうと考えているが、個別のところ、本当のところどうかということまでは、手が回ってないというか、頭が回ってない。
- 委員 個別具体のところまで、詰めて考えるというのは。
- 委員 それで、進めていただいて結構だが、後日でも気づいたことがあった場合、再度意見を申し上げることもできる前提であれば、これで進めていただいてもいいかなと。
- 委員 また、時間をゆっくり取っていただいて、確認していただけたらありがたい。何か案件があれば、後でももちろん受け付けるということで、部会としても対応したいと思う。
- 委員 削除という案についてはよろしいか。では、今後はもっぱら C ないし D に分類されたものについて、慎重に審議するというのが、この部会の使命になる。今日はこのくらいにしてはどうかと思うが、よろしいか。それでは、第 1 回制度審議部会を終わりたいと思う。